

# 学校いじめ防止基本方針の概要

大崎市立東大崎小学校

この方針は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)、宮城県いじめ防止基本方針、大崎市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を総合的効果的に推進するために策定するものです。

本校では、地域・家庭・その他の関係者の連携のもと、児童一人一人が安心・安全に学校生活を送ることができ、学校の教育活動全体を通じて社会性や自己有用感を高めることができる学校づくりを推進するために、「東大崎小学校学校いじめ防止基本方針」を策定しています。その概要をお知らせします。

児童にとって、明日もまた行きたいと思う、魅力ある学校づくりを推進していくため、今後とも保護者の皆様、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 1 いじめ防止等に向けた取組

---

【前提】いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」

### ○「いじめ」とは…

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条「いじめの定義」）

### ○「いじめ」に当たるかどうかの判断

定義を踏まえた上で、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童の立場に立って行う。

#### (1) いじめ未然防止に向けた取組

- ① 児童の「居場所づくり」や「絆づくり」を構築します。
- ② 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。
- ③ 児童に対して、傍観者とならず、教師や保護者に話すなどいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努めます。
- ④ 児童に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助するなどの生徒指導の三機能を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。
- ⑤ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に最新の注意を払います。
- ⑥ インターネット上のいじめ防止のために、児童が情報を効果的に活用できる判断力

や心構えを身に付けられるよう「情報モラル教育」を行います。

## 2 いじめの早期発見と対応の流れ

### (1) いじめの早期発見・早期対応のための取組

- ① 「学校生活アンケート」を月1回実施し、早期発見に努めます。
- ② 6月に児童対象の個別面談を実施し、いじめを含め学校生活全般について児童一人一人の話を聞く機会を設定します。
- ③ 学級担任を中心に全職員で児童を見守り、態度や言動等の変化を見取り、情報を共有します。
- ④ いじめ問題については、学級担任一人で問題を抱え込まず、学校長以下、全職員が情報を共有し、組織として役割分担を行い解決に当たります。
- ⑤ スクールカウンセラー、養護教諭、家庭、地域、関係機関と連携をとりながら、指導に当たります。

### (2) いじめ対応の流れ

	対応の流れ	対応の内容	対応のポイント
情報 を 集 め る	(1) 発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の観察や本人や保護者からの訴え、友人からの情報提供、アンケート調査、面談などによりいじめを見付け出す。</li> <li>・いじめの行為はその場で止める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人や保護者から訴えがあった場合は、速やかに対応する。</li> </ul>
	(2) いじめられた児童への聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が話しやすい教職員が聞き取りに当たる。</li> <li>・「嫌な思いはしていないか」「困っていることはないか」、そして「どのようになることを望んでいるのか」を具体的に聞き取る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な実態把握をする。</li> <li>・聞き取りは、時間・場所等に配慮する。</li> </ul>
指 導 ・ 支 援 体 制	(3) 相談・報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの疑いのある案件は、速やかに「いじめ対策・不登校支援担当者」に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最悪を想定し、すぐに組織的な対応へ移行する。</li> </ul>
	(4) 認知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者は「いじめ問題対策委員会」の招集を要請し、「心身の苦痛を感じたか」を判断基準として、<u>いじめの定義に該当するものを全て認知する</u>。</li> </ul>	
	(5) 対応方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針により、対応方針をいじめ問題対策委員会で協議し、校長が決定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーや諸機関に助言を求め、多面的な対応を目指す。</li> </ul>

を 組 む	(6) 市教育委員会への報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事態が疑われ、早急な組織的対応を求められる事案は、認知した段階で速やかに報告し、対応方針の指示を受け経過や結果をその都度報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪性のあるいじめと認められる場合、被害届の有無にかかわらず警察に連絡を行う。</li> </ul>
児 童 へ の 指 導 ・ 支 援 を 行 う	(7) いじめられた児童の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任から、いじめられた児童から聞き取った内容を、その保護者に報告する。</li> <li>・教頭から、学校としての対応方針を伝え、今後の調査や対応への保護者の意向を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心配を掛けていることへの謝意と今後の対応についての理解を求める。</li> </ul>
	(8) いじめた児童や周囲にいた児童への聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄り添う姿勢を示しながら聞き取る。</li> <li>・傍観者等についても事情を聞き取り、背景に関する情報を得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童が複数いる場合、個別・同時に行えるよう聞き取り体制を組む。</li> </ul>
	(9) 安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを受けた児童の希望に寄り添い、教室等での安心・安全を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席変更、班編成の変更、見守り等に配慮する。</li> </ul>
	(10) いじめた児童の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果を報告し、指導方針を伝える。</li> <li>・いじめた児童がいじめを認めていない場合も、今後に向けて指導することを伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の家庭と学校の連携方法について話し合う。</li> </ul>
保 護 者 と 連 携 す る	(11) いじめた児童への指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む指導をする。</li> <li>・いじめを認めず、いじめがあったことを認定できない場合も、今後に向けて指導する。</li> <li>・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の教職員で指導し、必要に応じてその保護者の同席を求める。</li> <li>・児童同士の形式的な「謝罪の会」は、いじめられた児童や保護者の意向を確認し、留意して行う。</li> </ul>
	(12) 双方の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの指導内容や今後の対応について、いじめた児童、いじめられた児童双方の保護者に連絡する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童の保護者から謝罪の希望があった場合は、いじめられた児童や保護者の意向を確認し、慎重に場を設定する。</li> </ul>
	(13) 防止措置の策定と速やかな実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題対策委員会を開催し、いじめ防止体制の見直しや防止するための教育の推進について、具体策を協議し、全教職員で共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織的な見守りの体制を整え、いじめ・不登校対策担当者が情報を集約する。</li> </ul>
	(14) 経過観察と	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低3か月の経過観察を継続し、いじめられ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じてスクールカ</li> </ul>

	記録, 計画的な働き掛け	た児童・いじめた児童双方に, 意図的な声掛けや面談を実施する。	ウンセラーと情報共有し, 専門家の視点からの助言を受ける。
--	--------------	---------------------------------	-------------------------------

### 3 いじめ重大事態への対処

「いじめ重大事態」(いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定)

生命, 心身又は財産に対する重大な被害の疑いがあると認めるとき

(市教育委員会の指示の下, 資料の提出など調査へ協力)

一定の期間, または連続して欠席や別室登校, 早退することを余儀なくされている

疑いがあると認めるとき

(調査主体は主に学校)

【対処の流れ】

- ① 危機管理委員会を設置する。(専門家等の第三者の参加)
- ② 危機感管理委員会の調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童とその保護者に対して情報を適切に提供
- ④ 調査結果を踏まえた適切な措置
- ⑤ 調査結果を市長へ報告(市教育委員会を通じて)

### 4 専門スタッフ・関係機関との連携

いじめ・不登校 対策担当者	・校内のいじめ情報の集約と仮認知及び校長への具申 ・「いじめ問題対策委員会」の企画・運営 等
教 頭	・関係機関等との連絡調整
いじめ防止対策委員会 (危機管理委員会)	<構成員> 校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主任, いじめ対策・不登校支援担当者, 特別支援コーディネーター, 養護教諭, 学級担任等関係職員 (必要に応じて, スクールカウンセラー, スクールロイヤー, 保護者代表 等)
教育相談担当	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等 専門家との連絡調整 等